

鳥取県私立学校振興資金利子補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県私立学校振興資金利子補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、私立高等学校、私立中学校、私立幼稚園又は私立幼保連携型認定こども園の施設整備事業に充てるため、学校法人が日本私立学校振興・共済事業団、社団法人鳥取県私立学振興会又はその他の金融機関(以下「金融機関等」という。)と金銭消費貸借契約を締結し借入れた資金(以下「振興資金」という。)に係る利子負担の軽減を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、私立学校を設置する学校法人が支払う振興資金(別表の第1欄に掲げる施設整備事業に係るもので、別表の第2欄に掲げる額を上限とする。)に係る利子に対し、別表の第3欄に掲げる期間において、当該学校法人に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、振興資金に係る金銭消費貸借契約に定める償還条件について、別表の第4欄に定める利子補助率に基づき算定した場合に、対象期間内の約定償還日に返済することとなる利子に相当する額とする。ただし、学校法人が償還を延滞したことにより生じた延滞金に係る利子は、交付の対象としない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第5条の申請書に添付すべき同条第3号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 振興資金の融資を受けることを証する書類(金銭消費貸借契約書の写し等)
- (2) 振興資金の元利償還計画書

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として40日が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(既往借入金の借換え後の利子に対する補助金の交付)

第5条の2 第3条第1項に掲げる借入金の借換え後の利子に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めることにより、学校法人の利子負担の軽減を図る。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 借換え 第3条第1項に掲げる既往借入金を一括して弁済するため、当該既往借入金と同一の資金の融資を新たに受けることをいう。
- (2) 既往借入金 第3条第1項に掲げる借入金をいう。

3 次の各号のいずれにも該当する場合に限り、借換え後の利子も第3条第1項に定める利子とみなし、本補助金の対象とする。

- (1) 既往借入金が従前から本補助金の交付対象となっているものであること。
- (2) 借換え前よりも将来的な利子支払総額(借換えに伴う弁済補償金も含む。)の低減が見込まれること。

- 4 借換えの回数は、1回を限度とする。
- 5 借換えをした者は、既往借入金を一括して弁済するものとし、弁済した際は、速やかにそのことを証する書類を鳥取県知事に提出しなければならない。
- 6 借換え後も本補助金の交付を受けようとする者は、事前に本条第3項各号のいずれにも該当することを証する書類を鳥取県知事に提出しなければならない。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額又は2割以上の減額に係る変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から10日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるものの他、本補助金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

別 表

1 施設整備事業	2 振興資金の上限額	3 利子補助期間	4 利子補助率
私立高等学校、私立中学校、私立幼稚園又は私立幼保連携型認定こども園が実施する次に掲げるいずれかの施設整備事業 (1) 国、県又は市町村の補助事業を活用して実施するもの (2) 国、県又は市町村の補助事業を活用せず、単独で実施する施設の新築（既存建物を買収することで新築することより効率的であると認められる場合は既存建物の買収を認める）・解体撤去等、30年未満の施設の改築に係る事業	次に掲げるいずれかの額（1000万円以下のものは除く） (1) 第1欄(1)については国、県又は市町村の補助事業の補助対象事業費から当該補助金を控除した額 (2) 第1欄(2)については当該単独事業に係る事業費のうち知事が必要と認めた額	その融資を受けた日から10年間（償還期間がこれより短い場合は、償還期間の満了までの間）	借入利率（年率）又は年1パーセントのいずれか低い額

附 則

この要綱は、平成11年8月5日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年6月8日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 14 日から施行し、平成 22 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 9 月 5 日から施行し、平成 23 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 25 日から施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 29 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 7 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 26 日から施行し、平成 31 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 28 日から施行する。

様式第1号（第4条、8条関係）

年度鳥取県私立学校振興資金利子補助金 事業計画（報告）書

1 借入年月日	年 月 日
2 借入金額（振興資金）	金 円
3 借入利率	年 % 変動（年） ・ 固定
4 利子補助率	%
5 借入金融機関名	
6 返済期間	年 月 日 ～ 年 月 日 （ 年間（据置き 年を含む）
7 返済方法	元利均等・元金均等
8 補助金額	円 (算定基礎は別紙のとおり)
9 他の補助金の活用の有無	有 ・ 無 (いずれかに○をしてください。) ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

添付書類・借入金融機関と締結した金銭消費貸借契約書の写し
・償還（計画）表の写し

(別紙)

年度鳥取県私立学校振興資金利子補助金 補助金積算表

(単位：円)

償還日	元金返済額	元金残高	利息返済額	補助金額（注）
4月 日				
5月 日				
6月 日				
7月 日				
8月 日				
9月 日				
10月 日				
11月 日				
12月 日				
1月 日				
2月 日				
3月 日				
計				

(注) 補助金額 = 利息返済額 × 利子補助率 / 借入利率)

年度収支予算書（決算書）

1 収入の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額 （本年度決算額）	増 減 （ 差 異 ）
計			

2 支出の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額 （本年度決算額）	増 減 （ 差 異 ）
計			

様

職氏名

〇〇年度鳥取県私立学校振興資金利子補助金交付決定通知書

年 月 日 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県私立学校振興資金利子補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、鳥取県私立学校振興資金利子補助金交付要綱（平成11年8月5日付総第5号総務部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。